

## 夫婦間に生ずる問題とその変遷

——「人生案内」の分析をとおして——

大瀧 友織

〈要旨〉

現在、離婚の増加や晩婚化・非婚化現象の進行、夫婦別姓を求める声の高まりなど、さまざまな変化が生じており、夫婦関係は分析対象としての重要性を増している。本稿の目的は、身の上相談を資料として、夫婦の日常生活上の問題を歴史的に検討し、夫婦関係の変容をより詳細に捉え直すことである。

従来、身の上相談をもちいた研究では、相談内容のみを対象としたものが比較的多いが、本稿では相談・回答をあわせて利用する。相談者が自身の状況のみから悩みを訴えるのに対して、回答者は多数の読者の存在を考慮に入れている。この立場の違いから、悩みごととの捉え方もおのずから異なってくる。そのために、相談者が悩んでいるにもかかわらず、回答者がそれを悩みとして認めないという、「認識のズレ」が生ずる。

この「認識のズレ」に着目することによって、相談内容のみを対象としていたのでは検討することができない、夫婦問題に関する認識の微妙な変化を捉えることができる。なぜなら「認識のズレ」の拡大は、それまで見

られなかった事象が問題視され始めたことを示しており、逆に縮小は問題に対する新たな認識が浸透してきたことを示していると考えられるからである。

本稿では、この「認識のズレ」の変動と、相談内容別のカテゴリーとを合わせて分析することによって、戦後の日本において夫婦関係がどのように捉えられてきたのかを明らかにする。

キーワード

夫婦関係(夫婦問題)相談欄、「人生案内」～「認識のズレ」

## 1 本稿の目的

今日、平均寿命の延びと、少子化による子育て期間の短縮にともなう、夫婦二人で過ごす時間が長くなっている(井上・江原 1988: 20)。つまり、家族内における夫婦は、より重要な関係になってきていると言えるだろう。

その夫婦関係には、以下に挙げるような変化が生じてきている。まず顕著な変化として離婚の増加がある。日本における離婚率は、一九八〇年代の一時期をのぞき、六〇年代半ばから現在にかけては一貫して上昇している(厚生省大臣官房統計情報部 1998)。また、晩婚化・非婚化現象が進行する背景では、結婚に対する意識がおおきく変化している。つまり「理想的な相手が見つかるまで結婚しなくてもかまわない」という理想重視派が増加しているのである(井上・江原 1999: 14)。その他にも、夫婦別姓を求める声が高まっている、非法律婚あるいは事実婚と呼ばれる制度に頼らない形態の結婚があらわれてきたり、その変化の諸相はさまざまである。

これまでの日本では、夫婦中心の家族観よりも親子中心の家族観が強かったことなどがあり、「結婚や夫婦関係に関する研究が立ち遅れている」といっても差し支えない(神原 1996: 69)。しかし、夫婦をとりまく状況がおおきく変容しつつある現在、夫婦関係は分析対象としても、より重要性を増していると言える。そこで本稿では、身の上相談を資料として、夫婦の日常生活に生ずる問題を歴史的に

検討することによって、夫婦という関係がどのように捉えられてきたのかを明らかにする。夫婦は家族を構成する中心的な関係であり、そこに生ずる問題を対象とし、その変遷を追うことは、家族研究のなかでも重要な分析課題であると言えるだろう。

ただしここでは、妻が抱える問題に着目する。離婚への適応や態度などに関して、ジェンダーによる違いがあることが指摘されており(Volgy 1991: 1986)、離婚に至らないものでも、夫婦間の問題はジェンダーによりおおきく異なると考えられる。双方を比較検討することは興味深い問題であるが、本稿では対象を限定し、より緻密に分析をおこなうことにする。

## 2 先行研究と本稿の指針

### 2・1 変容する夫婦関係

夫婦や家族の変容に関する研究としては、E.W.バージェスとH.J. ロックによって著された「The Family: From Institution to Companionship」がよく知られている。彼らは、近代化にともない「社会的圧力」によって統合される「制度的家族」から、「夫婦と親子の親密な協同 (association) と相互の愛情」によって統合される「友愛家族」へと変容することを示した。つまり、家族の変容を「制度から友愛へ」として定式化したのである (Burgess・Locke 1945)。

また、日本においては、姫岡勤が明治以降の結婚の変化を三類型

に区分して示している。すなわち、ムラ本位の結婚である「共同体主義の結婚」、イエ本位の結婚である「家族主義の結婚」、そして個人本位の結婚である「個人主義の結婚」の三類型である(姫岡1976)。戦後、憲法第二十四条で「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と規定された。姫岡の類型によるならば、この憲法の規定は「家族主義の結婚」から「個人主義の結婚」への変化を促したと言えるだろう。

長津美代子らは、第二次大戦後の夫婦関係研究のレビューをおこなっており、終戦から現在にかけて、四つの転換期を指摘している(長津他1996)。第一は、終戦により家制度が廃止されたことである。これは姫岡の言う「家族主義の結婚」から「個人主義の結婚」への変化に相当する。第二は、一九六〇年代の高度成長期に、産業構造の変化を背景として、多くの核家族が生まれたことである。第三は、一九七五年の「国際婦人年」以降、男女差別の是正を目指して、伝統的な性別役割分業意識に対する批判が強まったことである。その後には、女性の高学歴化や就業率の高まりといった変化がある。そして第四は、「個人が家族から相対的に自由になる個人化」(長津他1996:159)の傾向が生じてきたことである<sup>1)</sup>。

これまでの研究は、よく知られているように、核家族化がすすみ、夫婦が対等になってきたことを指摘している。そういった変化とともに、イエの存続や繁栄のための手段と考えられてきた結婚は、次第にそれ自体が目的として認識されるようになってきたと言えるだ

ろう。そういった状況のなかで新たに生じてくるのは、その関係を結ぶという目的のみから形成され、お互いが十分に満足しその関係を続けたいと思う限りにおいて続けていくというような関係である。ギデンズは、これを「純粋な関係性」と名付けている(Giddens 1991:1995:90)。ギデンズは、夫婦関係をはじめとする親密な関係性の変容してきたこと指摘しており、離婚の増加という現象をひとつの証拠としてとらえている。

以上のように、夫婦の変化については、すでに多くの指摘がなされている。本稿は、戦後から現在にかけての日本に焦点をあて、問題や葛藤として認識される事象から、夫婦関係の変容をより詳細に捉え直していく試みである。

## 2・2 夫婦間の問題・葛藤の捉え方

夫婦間に生ずる問題は、言うまでもなくきわめて個人的なものであり、問題を抱える人々からの情報収集は容易ではない<sup>2)</sup>。では、夫婦の問題について検討するためには、どのような方法が考えられるだろうか。

まず、夫婦や家族問題に関する相談機関の相談ケースや、夫婦間のトラブルにより施設などに入所している人たちのデータを利用する方法がある。神原文子は、夫婦関係の緊張が顕在化したことによつて、婦人一時保護施設に入所している女性を対象として分析をおこなっている。そして、「数量的・客観的な統計的技法のみでは捉えきれない、夫婦関係における微妙な質的要因を考察」することを意

図している(神原 1982: 65)。神原が述べているとおり、こういったデータを利用することによって、ひとつひとつの事例について詳細に検討することが可能となる。しかし、特に相談機関の事例については、プライバシーの問題などがあり、データとして入手することは困難である。また本稿の関心は、長期的な変化をつかむことにあるので、神原のように一時点でのデータを利用するだけでは不十分である。

また、「司法統計年報」や「離婚統計」などを利用するという方法も考えられる。日常生活では、他人の目に触れぬよう秘められている夫婦問題も、家庭裁判所に調停を申し立てたり、離婚に至ったりした場合、記録として残され、誰もがアクセス可能なものとなる。そういったデータを利用して、夫婦間の問題が顕在化し離婚に至るほどの年代が多いのか、調停を申し立てる理由にはどういったものが多いのか、そしてそれらの背景にはどのような現象があるのかなどについて検討している研究は数多い(岩井 1974; 湯沢 1995; 柏熊 1986; 四方 1979, 1998)。長所としては、個々の事例を検討するだけでは把握できない、長期的な変化についても考察できる点が挙げられるだろう。しかし、「司法統計年報」については、調停の申し立て動機の用語や項目数が年度によって異なるため、その長所を生かすことができない。四方寿雄は、昭和二十七年では「申立原因十項目」、昭和三十五年では「申立理由二十一項目」、昭和四十一年には「申立の動機十五項目」と変遷していることを挙げ、「項目内容の連続性がなくなり、家事婚姻関係事件の年代別変化、年代別特性を比

較検討することが不可能になる」と述べている(四方 1998: 142)。また、統計として示された数字からは、具体的な内容に踏み込むことができないという点や、協議離婚が九割を占める日本では家庭裁判所を利用するケースは特殊事例にあたるという点が短所となる。

以上のように、本稿の関心から考えた場合、いずれの方法にも難点がある。そこで、ここでは新聞に掲載されている身の上相談を資料として用いることを考えた。次節では、本稿で利用する資料について論じていく。

### 3 資料について

#### 3・1 資料の選択

身の上相談欄を利用するのは、本稿の関心から次のようなメリットが考えられるからである。まず、寄せられる投書は相談者が悩んでいる問題に関するものであり、夫婦間に生ずる葛藤や問題を捉えるのに適していると言える。次に、長期にわたる変化を検討するためには、少なくとも分析対象とする期間は継続して掲載されていることが望ましい。身の上相談欄は、戦前から掲載が始まっているものもあり、年代別の変化などを比較検討するのに適した資料であると言えるだろう。また、新聞紙上に掲載されているものであるため、読者が相談者の悩みを具体的に把握できるよう、問題の詳細についても触れられている。さらに、匿名で投稿することができるとため悩みを打ち明けやすい点、すでに一般紙で公開されている資料である

から、誰もが利用でき、プライバシーの問題などを考慮する必要がないという点が挙げられる。

しかし、読者投稿欄で、長期間にわたり新聞などに掲載されているものであればよいというわけではない。なぜなら、身の上相談欄には、他の投書欄とは決定的に異なる特徴があるからである。それは、一方的に意見や希望、苦情を述べるだけでなく、投書者からの相談とそれに対する回答があわせて掲載されているという点である。これまでの身の上相談を用いた研究では、相談内容のみを対象としたものが比較的多いが（加藤 1953; 見田 1983）、本稿では相談および回答の双方に注目する。ただし、その理由については後述する。

本稿では、数ある身の上相談のなかでも、読売新聞に掲載されている「人生案内」欄を用いる。「人生案内」欄を選んだ理由は、第一に一九一四年から掲載が始まっており、実に九〇年近くの歴史をもっているからである。読売新聞は、戦時中に中断した期間をのぞき、現在に至るまでこの欄の掲載を続けている。これほどの長期に渡って継続されている身の上相談は、唯一この「人生案内」欄だけであると思われる。また、池内一は、「身上相談」という言葉を紙上で用いたのも、これを独立のジャンルとして確立したのも「読売新聞」の力」と指摘したうえで、「相談の歴史における読売新聞の役割は忘れることが出来ない」と述べている（池内 1983: 13）。このことから、身の上相談史における「人生案内」の重要性をうかがい知ることができる。第二の理由は、「人生案内」欄の内容的傾向が、

妻の訴える夫婦問題を分析するのに適しているからである。身の上相談の中には、男性や一〇代のみを対象としているものもあるが、「人生案内」欄は女性からの投書が多い。また、「優先テーマは？」という見出しの記事で「なかでも、夫婦や嫁しゅうとめ、子供など家族に関する問題は優先的に取り上げています」（1983年9月28日）と述べられている。以上二点から、読売新聞「人生案内」欄を用いることにした。

ただし、どのような資料にも難点があるように、「人生案内」欄をはじめとする身の上相談にも、特有の限界がある。まず、相談者および回答者によるメイキングの可能性を否定出来ないという点がある。例えば、「人生案内」欄の回答者の一人であった大浜英子は「この「あたった」欄も、一番はじめは「つくりもの」だった。……二つか三つという約束で「問」をつくり、「答」をかいた」とメイキングの告白をしている（大浜 1983: 6）。大浜は、その後徐々に投書が増え、「読むだけで骨の折れる」数の悩みが寄せられるようになったと述べているが、確認する術はない。

また、身の上相談は投書の選ばれ方に偏りがあり、サンプルとしての代表性に乏しいという点がある。読売新聞社によれば、「人生案内」欄に寄せられた投書は、ランダムに選ばれているわけではない。投書の選ばれ方については、「個人攻撃やプライバシー侵害など内容が明らかに不適切な相談を除外したうえで回答者七人にそれぞれ専門を考慮しながら回送、その中から選択していただいています」（1983年6月28日）と述べられている。つまり、送られてきた投書は、

編集者および回答者によって、二重のふるいにかけていると言える。

しかしこれらの限界は、「人生案内」が資料として価値がないということを意味するものではない。太郎丸博は、身の上相談の内容をすべて「客観的事実」と信じることは、「質問紙調査の結果がすべて事実であると信じる」と同様に誤りであるとし、逆に身の上相談資料を切り捨ててしまうことも行き過ぎた態度だとしている(太郎丸 1999: 142)。もちろん、身の上相談上で夫婦の問題がどのように語られているかということと、実際の問題とを同一視することは出来ない。けれども「人生案内」欄は、サンプルに偏りがあるとはいえ、新聞というメディアに掲載されている以上、読者に受け入れられることよって初めて成立する。したがって、相談および回答内容の傾向の変化は、現実世界の変化と何らかの形で関連していると考えていいだろう。

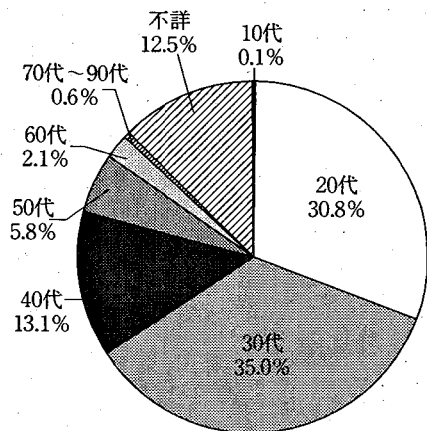
### 3・2 資料の特徴

対象記事は、戦後「人生案内」欄が再開されてから現在までの期間で、隔年ごとに計二十四年分を選択した<sup>7)</sup>。そのなかから、妻が訴える夫についての不満や夫婦関係に問題を及ぼす悩みなど、一四四七ケースを抽出した。多少の増減はあるものの、年平均で約六〇件の対象記事があることになる。ケース数としては少ないが、夫からの妻に関する相談二一六ケースも参考資料として用いる。

ここで、具体的な分析にはいる前に、年代別の特徴を見ておこう。

図1は、投書の年代別割合を円グラフに示したものである。二〇代からの相談が四四五件、そして三〇代からが五〇七件で、合わせて七五・八%を占めている。さらに、ここに四〇代からの投書数一八九件を加えると九割弱に達する。夫婦関係における悩みを抽出しているため、一〇代の対象数は少なくなっており、わずか二件だった。また、四〇代、五〇代以上の年代からの投書は、時代が下るにつれて、若干増加してきている。夫と妻の年齢別離婚件数割合の年次比較をおこなった柏熊路子は、二〇代までは妻、三〇〜三十九歳では夫の離婚率が高くなっていることを指摘し、「三〇代の妻は一般に子育て等で多忙で、充実した結婚生活の時期に相当するためではなからうか」と述べている(柏熊 1999: 107)。しかし、投書の内容からは、三〇代の妻もおおいに悩みを抱えていることが分かる。また「子育て等で多忙」であるからこそ、悩みごとに直面している妻も多い。

図1 相談者の年代別割合



#### 4 分析視角

##### 4・1 相談者と回答者の立場

時代の流れとともに、人々の意識や考え方は変わっていく。しかし、言うまでもなく、ある日を境にして一変するわけではない。夫婦間に生ずる問題やその捉え方についても同様で、多くの場合、旧来のものが揺らぎ始め、新たなものがゆるやかに台頭してくるという形で、徐々に移り変わっていく。本稿では、その徐々に移り変わる微妙な変化を捉えるために、相談および回答の双方を対象とする。

身の上相談の変遷を歴史的にたどった針谷順子は、「質問に現れた不幸型にも、回答のスタイルにも時代の気分が現れている」と述べている（針谷 1963: 59）。ただし、「同じ「時代の気分」が現れているとはいえず、相談者と回答者では立場が異なるために、相談内容である悩みごとの捉え方はおのずから異なってくる。「人生案内」欄で訴えられているのは、相談者個人にとつての問題であるため、似たような状況におかれた他の個人が同じように悩むとは限らない。しかし、相談者は自身では解決の糸口がつかめず、何らかの回答を得たいがために投書しているのである。つまり、相談者の立場から考えれば、どのような問題であっても切実なものであると言えるだろう。

一方、それに対して回答者の立場は少々複雑である。回答者は、相談者だけを対象とし、悩みごとを理解し対策を考える、というわけではない。なぜなら「読者の関心」というものが、非常におおき

役割を演じていることは「相談欄」というものの特長」であり、回答者は「決して相談者とこれに答えるものとの二人の会話でなくて、その間に大衆という読者のひろがりがある」ことを、常に意識せざるを得ないからである（大浜 1953: 41）。したがって、回答者は「相談者個人と、読者一般にヒットする解答」（大浜 1953: 46）を考えなければいけなくなるのである。現在の回答者の一人である三木善彦も、「人生案内」の影響力のおおきさを痛感し、投稿した人にはもちろんのこと、一般の読者にとつても役に立つヒントを提供しなければ、という思いを強くしている（1958年12月23日）と、同様のことを述べている。また、身の上相談を「質問と回答のかんけい」をコミュニケーションの「もんだい」として分析した鶴見和子によると、回答者は「あなたお一人への返事というより、もっと広い意味での意見をのべなければならぬ」とことわっているという（鶴見 1953: 42）。つまり回答者は、相談者個人の抱える問題が解消できるような答えを提示しようするとともに、常にその他大勢の読者たちを考慮にいれたうえで、一般的にも受け入れられるような、望ましい回答を示そうとしているのである。

##### 4・2 「認識のズレ」

鶴見は、身の上相談がより問題解決的であるためには、解決法の可能性をもっと広範囲に考慮し、かならずしも一致するとは限らない、個人的・個別的な解決法と社会的・一般的解決法とを場合分けして提示する必要があると述べている（鶴見 1953: 41）。しかし実

際には、場合分けされた上で解決法が示されることは、まずない。回答者は、限られたスペースのなかで、おおきく二通りに分けられる回答の振幅のどこかに、バランス点を見つけださなくてはならない。そして、常に読者の存在を意識しながら「苦心する結果が、常識的という【型】にはまる」という(大浜 1983: 46)。そのため回答者は、相談者が直面している問題を、悩みとして認めない場合もある。つまり「ぜいたくをいってはいけません」(1961年8月28日)、「ないものねだりの感があり、あなたのほうに反省の余地があると存じます」(1961年11月25日)、あるいは「ご主人の心を察して我慢するのが主婦の見識というものでしょう」(1960年6月15日)といった形で、相談者の悩みを否定するのである。このように、相談者は悩んでいるにもかかわらず、回答者はそれを悩みとして認めていないという、言わば、悩みの重みの「ズレ」がある場合、「認識のズレ」が生じていると判断する<sup>9)</sup>。

本稿では、回答者が相談者の悩みごとを否定している割合、つまり「認識のズレ」が生じている割合を年度ごとに算出し、その変動に注目する。「認識のズレ」とは、問題に対する相談者の認識と、回答者の認識との乖離を示している。既に述べたように、回答者は多数の読者を想定し、一般的にも受け入れられる回答を示している。それにもかかわらず、この「認識のズレ」が拡大するということは、それまでの夫婦問題に対する捉え方が揺らいでいることを示唆しているのである。従来見られなかった事象が、問題視され始めたのだと言える。また回答者が苦心の末に示す「常識的」という「型」も

また不変のものでなく、多数の読者に受け入れられる方向へと変化していく。そして、一旦高まった「認識のズレ」の割合は、また徐々に低下していくと考えられる。これはつまり、問題に対する新たな認識が浸透してきたのだと考えることができる。したがって、「認識のズレ」の変動を追うことによって、相談内容のみを対象としていたのでは検討することができない、夫婦問題に関する認識の微妙な変化を捉えることができるのである。また、相談内容別のカテゴリと合わせて検討することによって、どういった問題について、揺らぎが生じているのか、あるいは生じていないのかを知ることができるだろう。

## 5 分析

### 5・1 データの分類と時期区分

投書は、相談内容を検討した上で、家庭裁判所の「夫婦関係事件調停申立書」に記載されている申し立て動機を参考にし<sup>10)</sup>、「浮気」、「問題行動」、「性格に不満」、「経済問題」、「関わりの欠如」、「家族・親族問題」、そして「その他」の七項目に分類した。ただし、相談内容は複数の問題にまたがっていることも多く、一通の投書をひとつのカテゴリに割り当てることが事実上不可能であった<sup>11)</sup>。そのため、主要な「悩み」が複数存在する場合は、複数のカテゴリに属するように分類をおこなった。表1は、カテゴリごとに「悩み」の件数、「認識のズレ」が生じている件数、およびそのパーセンテージ



ジを示したものである。ここから、「性格に不満」や「関わりの欠如」に関する相談では「認識のズレ」の割合が高く、逆に「問題行動」や「経済問題」、「家族・親族問題」では低いことが分かる。「認識のズレ」の割合の低さは、相談者および回答者の双方から、それが悩むべき問題として認識されていることを示している。

「浮気」とは言うまでもなく、夫の女性問題で悩んでいる相談である。相談内容の性格から考えるならば、本来、次項の「問題行動」にカテゴライズされるべき悩みであるが、その量がきわめて多かったこと、そして何よりもその内容の変遷が重要な問題を提起していると考えたために独立項目としてあつかう。

「問題行動」とは、「暴力」や「酒乱」、「精神的虐待」、「怠惰」といった具体的な問題についての悩みである。たとえば、「なぐられたり、けられたりするのでつらくてたまりません」(1961年1月9日)といった相談や、「夜おそくまで飲むようになり、帰宅すると大声で暴言をはいたり、子どもの前でワイ談や近所の悪口をどなりちらすので耐えられません」(1961年1月29日)というような悩みが挙げられる。

【表1】 相談カテゴリー別の「認識のズレ」の件数・割合

	総合	浮気	問題行動	性格不満	経済問題	関わり欠如	家族・親族	その他
「悩み」の件数	1764件	471件	289件	259件	193件	146件	131件	275件
「認識のズレ」の件数	351件	80件	13件	126件	19件	49件	15件	49件
「認識のズレ」の割合	19.9%	17.0%	4.5%	48.6%	9.8%	33.6%	11.5%	17.8%

「性格に不満」は、夫の性格や態度に対する不満を訴えている悩みである。具体例としては、「おとなしく消極的で、は気がない」(1965年8月23日)といった相談や、「精神的には心のすきを見せない、まじめ一方の人間」(1962年1月1日)、「まじめですがユーモアを解せず、ただお金や品物をためることに一生懸命になっています」(1965年1月1日)といったものが挙げられる。

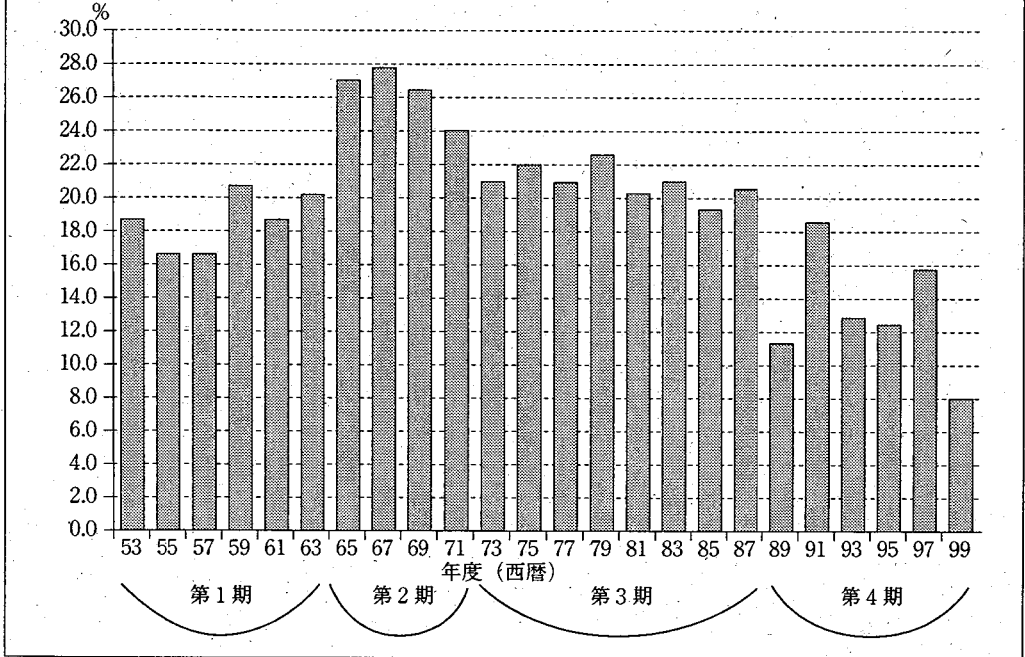
「経済問題」とは、「浪費」や「生活費を渡さない」など、金銭的な問題で夫に不満をもつ悩みである。「浮気」や「酒乱」の問題と関連していることも多い。

「関わりの欠如」とは、夫との精神的及び肉体的な関わりやつながりを求めているにもかかわらず、それが満たされないことに關する相談である。コミュニケーションの乏しさや、そこから生じる寂しさについて訴えている相談も、ここに含まれている。たとえば、夕飯後すぐに就寝してしまう夫と「毎日の出来事などささやかな会話がしたい」(1965年9月12日)といった相談や、「やさしく包み込んでもらいたいし、もっと愛して欲しい」(1963年11月17日)という悩みが挙げられる。

「家族・親族問題」には、干渉してくる義父母等に毅然とした態度のとれない夫、子どもの教育方針などで意見の合わない夫に対する不満が含まれる。

図2は、「認識のズレ」の割合を年度別に算出し、グラフに示したものである。グラフから、次の三時点でおおきく変動していることが見てとれる。まず、戦後16〜20%のあたりを推移していた「認識

【図2】 「認識のズレ」の割合



のズレ」の割合が、一九六五年には27.1%と突然おおくくなっている  
 時点が挙げられる。その後も一九六〇年代は高い割合で推移してい  
 る。次に、一九七〇年代に入ってふたたび縮小していき、およそ  
 22%前後で落ち着くようになっていた時期がある。一九八〇年代を  
 迎えても、わずかにだがさらに小さくなり、年度によっては20%を  
 切っている。最後に、ここまでの減少傾向が強まり、一九八九年お  
 よび一九九〇年代において縮小していることがあげられる。一九九  
 一年については18%を超えているものの、それでもこの時期は、戦  
 後から現在にかけての期間でもっとも小さくなっていることがわか  
 る。この変動にしたがって、次の4期に区分した。すなわち、第1  
 期(1953年～1964年)、第2期(1965年～1972年)、第3期(1973年  
 ～1988年)、第4期(1989年～1999年)である。以下では区分した  
 各時期に焦点をあてながら、「認識のズレ」の変動とその背景につい  
 て論じていく。

5・2 求められる対等で情緒的な関係

表1にも示したとおり、もっとも多い相談は「浮気」に関する悩  
 みで、実に全体の26.7%を占めている。特に第1期ではその割合が高  
 く、一九五九年ではすべてのケースの内、44.8%が「浮気」につい  
 ての相談である。一九五七年七月十七日には「次々と女つくる夫 別  
 れようと思うが老後が心配」という、次のような相談が掲載されて  
 いる。

五十歳の主婦、主人は五十三歳で結婚三十年、四児あり、長女は嫁ぎ、次女も今秋嫁ぐ予定です。私が嫁いだ時は財産もなく、私の両親存命中は物質的に世話になりましたが、今日では社会的地位も出来、生活も安定しました。

ところが、早速女が出来、私につらく当りましたが、四年間がまんし続けたところ最近女に陰の男があることがわかり大騒ぎしたようです。そしてその女とうまく行かなくなったと思ったら、またまた新しい(ママ)女をつくりました。

私もいろいろ考えた末、次女が嫁いだらケンカ別れでなく私のほうから下にて別れようかと思えます。もちろんその際は私と残った二児の生涯は保証してもらうつもりです。この年ではこんなでは主人は死ぬまで止めぬでしょうし、私は毎夜遅く帰られ、朝は早くて体がたまりません。その上昨年病院で診てもらったところ梅毒をうつされていることがわかり、びっくりして目下治療中ですが、すべて運命とあきらめるとしても老後さびしくなることを考えると、何か他によい方法がないものかと思ひあぐみます。(東京・悩む女)

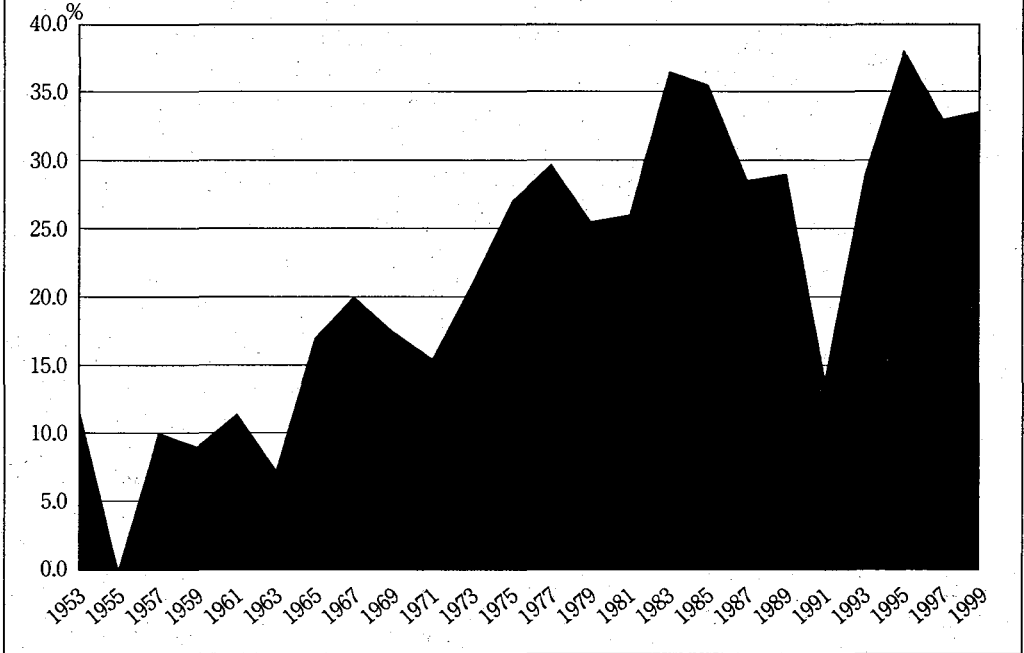
浮気を繰り返された上、病氣までうつされたという妻は困り果ている。それにもかかわらず、回答者との間には「認識のズレ」が生じている。「良人の不身もちということ、恐らく日本人の半数がやっていること」であり、対策として「長い眼でみてやって離婚などしないこと」を挙げている。そして、「良人」と表記されている夫

に「よく仕え、梅毒をうつされたら、必ず治療なさい。一度なおってもまたうつされたらまた治療なさい」と述べた上で、「もう十年辛抱なさい。かならずしいがあると思えます」と回答を締めくくっている。また別の「浮気」に関する相談に対しては、「ご主人が家庭や親子を破壊せずに、また社会や使用人にバカにされずになさる、一時的の女関係は許す」そして、「外泊が多くても、……口きたなく主人につつかからぬこと」(1957年3月3日)という回答が示されている。

第1期では、「浮気」に関する悩みの28.0%で「認識のズレ」が生じている。「空かけるせんにんすら女に見とれて墜落するほどなら人間の男が女に気をとられるくらい当然で、世の多くの妻が夫のうわ気に泣くのも人間社会の宿命」(1958年11月28日)であり、「辛抱なさい」という回答が示されることが多かったからである<sup>12)</sup>。つまり、この時期「認識のズレ」は、主に夫の浮気に悩む相談者と、多くの人がしていることだから悩むに値しないと述べる回答者とのギャップによって生じている。また、「すべて運命とあきらめる」ことを考えるなど、消極的な態度を示す妻もおり、夫の浮気は我慢するべきものという認識がうかがえる点の特徴である。その一方で、妻の浮気は「別々の男性と短い期間に関係を生ずるとなると、貞操観念の少しもない、つまり変質者ではないでしょうか」(1957年10月9日)というように断じられる状況であった。

第2期におけるもつとも顕著な変化としては、「性格に不満」および「関わり方の欠如」に関する相談が増加したことが挙げられる。夫

【図3】 「性格に不満」・「関わりの欠如」に関する相談の割合



が暗い、神経質、無趣味、下品であるといった悩みや、精神のおよび肉体的な関わりを求める相談は、これまであまり見られなかった。しかしこれらの悩みは、一九六三年には全体のなかで7.2%だったが、一九六五年には16.9%、一九六七年には19.8%に至っている。図3は、この二つのカテゴリーの相談が、全体に占める割合を年度別に示したものである。

高度成長にともなって社会が豊かになりつつあったこの時期に、経済的側面等だけでなく情緒的側面においても満足のいく夫婦関係を築きたいという欲求が高まってきたのである。戦後から一九七〇年代にかけての期間に、日本において「結婚と恋愛の結合の時代」が訪れたとされる<sup>13)</sup>。恋愛結婚を選択する人がはたに増えていき、一九六五年から一九六九年の期間には、割合のうえで見合い結婚を上回った(人口問題研究所 1988:15)。これまで見られなかった相談が増加したことは、背景で結婚形態のおおきな転換が進行しつつあったということも無関係ではないだろう。「性格に不満」をもつ悩みとしては、次のような典型例がある。

公務員の夫と中学生、小学生の二児をもつ、三十九歳の主婦です。周囲には平和で幸せな家庭と見えるようですが、私が見えがちな性格なのに、夫は暗い方で、こちらが黙っていれば、十日でも一か月でも黙っているのです、私にはとてもつらいのです。……(夫は)私にはなんの不満もないと申し、ドライブで遠くへいくのをただ一つの楽しみにしています。浮気もせず、

世間から見れば、私ほどの幸せ者はないそうです。でも私は、一緒にいるのがいやになり、どこかへ逃げ出したくなるのです(1973年11月14日)。

さらにこの相談者は、「もし私が幸せなら、幸せとはこんなに苦しく、せつなく、いらいらするものなのでしょうか」と切実に訴えている。けれども、夫は暴力を振るうわけでもなく、仕事をせずに酒におぼれているわけでもない。第2期から訴えられることが増えた、情緒的な関係を求める相談に対して、回答者は次のように答えている。

ご主人は妻としてのあなたに満足していられる由。これだけで十分幸せとはお考えになりませんか？そのうえ小言も言わず浮気もしないで黙々と働き、ドライブだけが唯一の道楽とか、こういう事柄の一つ一つがみなあなたの気に入らぬとは腑(ふ)に落ちません。私はむしろ夫はこのようにあつてほしいと願っています。

また回答者側からは、このような新しい傾向に対して、「夫に対する要求がぜいたくになって、がまんをしなくなった」(1965年12月31日)、「いくら恋愛結婚でも、いつまでも夫から甘やかされると思ふのは間違ひ」(1966年8月6日)そして「これという事件も理由もなく夫に不平不満を感じる妻が次第に多くなってきました」(1965年

2月6日)といったコメントがなされている。つまり、暴力や博打に狂うといった具体的な問題がなければ、その夫婦関係は幸せであると考えるのが、「常識的」な「型」であったと言える。

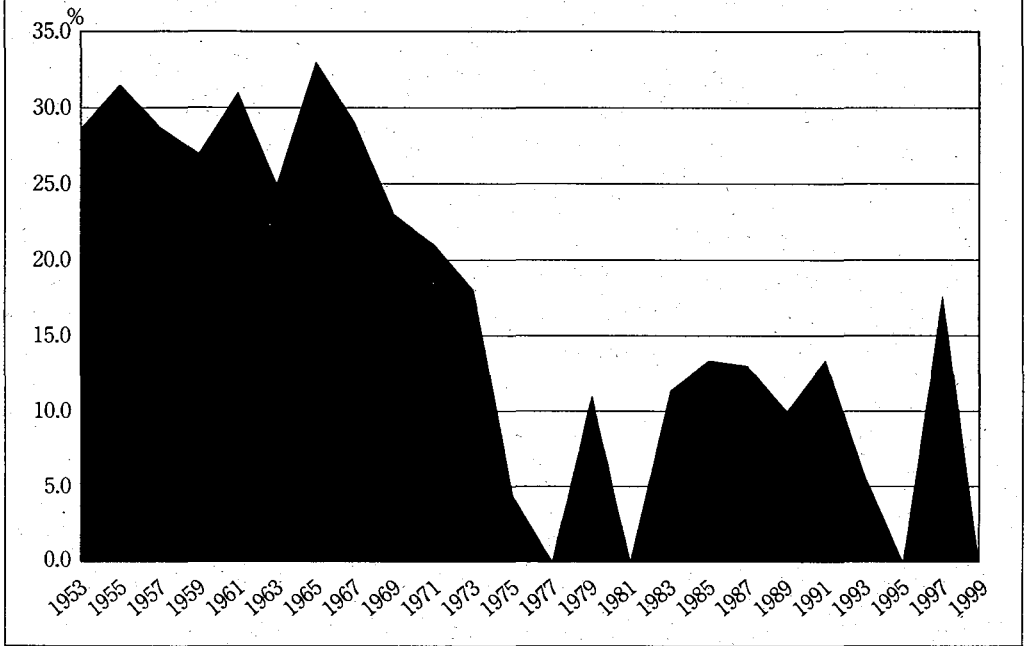
図2で示しているとおり、第2期において、「認識のズレ」はさらに拡大している。この拡大にもっともおおきな影響を与えているのは、夫婦に情緒的な関係が求められるようになってきたという変化である。この時期から、夫婦関係に対する旧来の認識が揺らぎ始めていたと言えるだろう。しかし、この新しい認識が広く浸透するまでには、まだしばらくの時間が必要だった。

### 5・3 新しい関係の浸透

高度成長時代の終焉から始まっている第3期において、「認識のズレ」の割合は小さくなっている。第2期には27.9%にまで達したが、第3期では20%前後を推移するようになっていく。相談内容別に検討したところ、この主要因は、夫の「浮気」に対する回答者の認識が大きく変化したことであった。

「浮気」に関する「認識のズレ」の割合を示したものが、図4である。一九六〇年代の終わり頃に、30%以上というきわめて高い割合から、急速に小さくなっていることが分かる。この変化が、全体の「認識のズレ」に影響を与えているのである。既に見たように、これまで夫の浮気は、耐えるべき、かつ許すべきものとされてきた。しかし第3期には、「男として浮気はあたりまえ、妻は我慢しろ」というのは男性に都合のいい言い分ですから、ばかにするなど別れても

【図4】 「浮気」に関する「認識のズレ」の割合



い」(1973年8月8日)といった、我慢せずに声をあげるよう勧める回答が増えてきたのである<sup>14)</sup>。つまり、女性の高学歴化がすすみ、就業率が上昇するなか、従来の性のダブルスタンダードが部分的に修正され始め、対等な夫婦関係が目指されるようになったと言えるだろう。

さらに「認識のズレ」が小さくなっている第4期において、「浮気」に関する相談に対して、次のような回答がなされている。

昔と違い、今は「離婚」を決めるのは当人。……いずれにしても理不尽なのは夫であり、自分を責めることはありません。「自分を大切にするために何をするか」を自分で決めることで成長なると思っています(1999年9月16日)。

「決めるのは当人」であり、その問題を離婚に値すると考えれば、新しい人生に踏み出せば良いし、そうでなければ踏み出さなければ良いと回答者は述べる。第4期の回答の特徴は、「自分を大切にする」(1997年11月16日)ことや「自分に誠実な生き方」(1999年9月29日)を選択することが重視されるようになったという点である。こういった回答が示されるなかで、これまで「ぜいたく」として斬り捨てられてきた情緒的な関係を求める相談に対しても、回答者たちの対応は変化してきている。この変化が、第4期における「認識のズレ」の縮小に、もつとも影響を与えているのである。表2は、「性格に不満」および「関わりの欠如」に関する「認識のズレ」の割合を示し

たものである。

一九九七年六月十三日に掲載された「愛されている実感欲しい「疲れた」が口癖の夫、夫婦生活なく」という「関わりの欠如」を訴える記事を見てください。

結婚四年目、三十代半ばの専業主婦です。

夫は四十代の会社員で、結婚当初より「疲れた」が口癖でした。毎日の帰宅はほぼ十時過ぎです。現在、夫婦生活はほとんどありません。

夫はまじめな人で、性のことはほとんど会話に出さず、エッチなテレビも一切見ません。新婚のころはそれでもスキンシップがあつたのですが、最近はそれもなくなり、私のストレスはたまる一方です。

何度か夫と話し合いましたが、その場では前向きな返事でも実行には及びません。最近では、親や周囲が子供を催促するようになり、毎日が憂うつです。私の存在は夫と親たちの世話係だけのようになり、落ち込みます。子供も欲しいとは思いますが、それ以上に愛されている実感がないと思うのは甘えでしょうか（東京・S子）。

夫は「まじめな人」で、浮気や暴力、酒乱といった具体的な問題

【表2】 「認識のズレ」の割合

	性格に不満	関わりの欠如
70年代	57.1%	57.6%
80年代	44.7%	25.5%
90年代	28.3%	25.0%

で悩んでいるわけではない。これに対して、回答者は「あなた自身もまた、「愛されている実感」というメンタルな充実感の希薄さにもっとも苦しんでおられるのだと思います」と、相談者の苦しみに理解を示している。そして、夫婦が「肉体的な接触に限らず、互いに「愛し、愛されている実感」を求めるのは、甘えでも何でもなく、当たり前のことです」と述べている。これが、従来の「性格に不満」や「関わりの欠如」に関する悩みを「甘え」であり「せいたく」と捉えてきた回答と大幅に異なっているのは言うまでもないだろう。つまり、明らかに「常識的」な「型」が変化してきているのである。

## 6 おわりに

以上見てきたように、夫婦間に生ずる問題とともに、それらの捉え方もおおく変容してきた。「認識のズレ」の割合が、比較的小さかった「問題行動」や「経済問題」、「家族・親族問題」は、常に夫婦を脅かす重要な問題として認識されてきたのだと言える。一方、「浮気」、「性格に不満」、そして「関わりの欠如」に関しては、捉えられ方がおおく変わってきていた。その過程で、具体的な問題がなければ幸せであると考えられてきた夫婦に、対等で情緒的な関係が求められるようになってきたのである。

現在、結婚に際して個人の恋愛感情が重視される傾向はより強まっており、九割前後を恋愛結婚が占めている。すなわち、個人の責任において結婚相手を見つけ、誰と結婚しようとする自由であると言え

る。野々山久也は「家族生活が個人の主体的選択の対象になってきている」ことにより、家族ライフスタイルの多様化が進んでいると述べている(野々山1994:21)。夫婦に関しては、その関係の形成時のみならず、今後も維持していくのか、あるいは解消するのか、自分で決めることが求められるようになった。その関係は、自分が続けていきたいと考えている限りにおいて、維持していくという、「純粹な関係性」として捉えることができるだろう。

この状況は、一方で異なる捉えられ方もしている。夫婦をはじめとする関係が変容してきたことについて、吉澤夏子が「ある意味で楽な生き方は許されなくなる」(吉澤1997:53)と指摘しているように、ここに新たな困難があらわれてくることもまた確かなのである。ギデンズは、従来の異性間に見られる「常識的」な「型」など存在せず、先んじてその困難に直面している同性愛女性の言葉を引用している。

因襲にとらわれない関係は、決まりがないため、難しいのです。旧来の意味の婚姻関係では、かりに教えられてきた役割がたまたま二人にぴったり合うものであれば、うまくものごとを解決できます。……けれども、同性愛者の関係では、私たちのほとんどは……実際には、決まりなんか本当に何もないため、だから、自分たちが今やっているように、むしろ自分たち自身で取り決めた作っていくことになるのです。そうした取り決めが実際にどのくらいうまく働いていくかを、絶えずはつきりさ

せていかなければならないのです(Giddens 1992 II 1995: 202)。

「暴力」は問題だが「関わりの欠如」は悩みに値しないといった「型」が消失している現在、自分の抱える悩みごとが「悩み」に値するの否かについても、自身の決定が重視される。つまり現在浸透しつつあるのは、「決めるのは当人」という、新しい「常識的」な「型」であると言えよう。ここで直面する困難は、すでに同性愛女性たちが感じているものだが、主体的に選択できる範囲の広がりには、家族ライフスタイルの多様性を支えてもいるのである。現代社会における、未婚化や晩婚化の進行、離婚の増加といった現象は、一方では「問題」として語られることも多い。しかし、これらの現象が進行しているという事実は、当事者たちの求める、未婚でいるという選択や、夫婦関係を解消するという選択が、得られる社会状況になってきたという証になっているのである。

#### 注

(1) ささまざまな論者が、この「個人化」概念を用いている。たとえば目黒依子は、「近・現代において家族がその成員に対する拘束性を失ってきたこと」によって、個人という単位が鮮明になってきたこと」と定義している(目黒1991:9)。篠崎正美は「集団の規範によつてではなく、個人の価値規範、選好基準によつて行動や態度を決定すること」(篠崎1991:2)、森岡清美らは「家族の集団生活の内外に家族員個々の活動領域が形成され、そこでの活動が家族的役割の遂行に必要な程度を超えて拡大し、個人の自己実現が求められる傾向」(森岡・望月1997:4)としている。



(2) 望月嵩は、日本の離婚研究が進展を見せなかつたと述べ、その要因を次のように指摘している。「その主要な理由は、離婚体験者からの情報収集が極めて困難であることによる。とくに、離婚発生メカニズムの解明には、かなり突込んだインタビューによる資料収集は欠くことのできない条件であるが、日本ではまだこうしたデータ収集がほとんど実施されていない状況である」(望月1986: 297)。こういった指摘は、離婚研究のみならず、その前段階としても捉えることのできる、問題や葛藤が生じている状況の研究についても同様に当てはまるだろう。

(3) 「人生案内」は、1914年5月から始まっている。当時の欄名は「身の上相談」だった。戦時中の中断を経て、1949年1月に「人生案内」として再開された。読売新聞(1983年9月18日)を参照。

(4) たとえば、相談者として男性のみを対象にしているものとしては、1986年に朝日新聞に掲載されていた「人生相談 男もつらいね」という「代」を対象とした身の上相談が掲載されている。その他、さまざまな身の上相談欄があることは、周知のとおりである。

(5) 1957年では60.7%、1967年では74.0%、1977年では82.0%、1987年では90.2%、1997年では89.6%が、女性からの投書で占められている。

(6) (一)内の数字は、読売新聞に掲載された年月日を示している。以下においても同様に記述する。

また、読売新聞社婦人部(編)、1974『女・きのうからあすへ—人生相談六〇年』では、次のように述べられている。「読者からの投書は、まず一通り読んで、あら選びをする。同時に、男女、年齢、内容別の統計をとる。そして、夫婦、中高生、老人の問題など、回答担当の先生方のむき、持ち味にあわせて、投書をわけて送る。

△男とは本来浮気なドウブツなのでしょいかVといった投書を、わざと男性回答者に送り、お手並みを期待するのは、担当記者のささやかな楽しみである。先生方は、その投書の中から入せび答えたいVと思われれるものを選び、回答原稿を書いて、投書と一緒に送り返して行く。そこで、記者は投書を五百字以内で要約し、回答原稿といっしょにデスクに提稿する。—というのが、大体の手順である」(読売新聞社婦人部1974)。

(7) 「人生案内」欄は、戦後1949年から再開されたが、1949年と1951年については、当時「人生案内」欄が掲載されていた夕刊がマイクロフィルムに収録されていなかったため、1953年から1989年までとなった。読売新聞東京本社広報部に問い合わせたところ「本情報調査部にあるマイクロフィルムには1949年から1951年までの夕刊が収録されていますが、これを複製して販売しているマイクロフィルムにはその時期の夕刊が収録されていないことがわかりました」との返答をいただいた。また、全年度を対象としないのは、ケース数が増えると解釈が困難になっていくという理由による。

(8) このように、相談者だけでなく、大勢の読者に対して「答え」を提示することが、回答者にとって、おおきなプレッシャーになっていると言える。「人生案内」欄は投書者からの相談と、それに対する回答が合わせて掲載されているが、永年、回答の欄に「答」という文字があった。しかし、この表記が1988年からなくなっており、このことについて、回答者の一人だった早乙女勝元は次のように述べている。「答」になつていかなかったケースも多く、人生に「プラス」が二になるような「答」などあるはずがないと編集部に言ったりしているうちに、担当のコラムから「答」の一文が消えてくれた。少し気が楽になった」(1997年9月28日)。

(9) 「認識のズレ」が生じているのは以下のようなケースである。ま

ず、回答者が相談者の悩みに「イミがある」と認めない、あるいは認めにくいという旨の回答をしている場合。「あなたの気持はちよつと理解できません」(1959年9月21日)、「取り越し苦労をなさりすぎ」(1961年11月23日)、「あなたの心配は、少し行き過ぎているようです」(1969年4月23日)というように、「悩み」自体を否定したり、あるいは相談者の行き過ぎをいさめたりする。また、「どんな人間にも長所や欠点はある、完全無欠の人なんかいないのですし、あなたご自身だって、長所ばかりとはいきれないでしょう」(1969年11月23日)と、「人間」なら誰にでもあるようなささいな問題、たわいのない相談だとして「悩み」を退けることもある。時には、相談者自身に問題があるとして、がまんや努力、反省などをうながすこともある。この場合、「少し自分勝手ではないでしょうか」(1969年6月5日)、「心豊かな女性として成長して下さい」(1971年7月8日)、「お考えがせますぎる」、「思うにあなたは神経質で潔癖な方ではないでしょうか」(1975年3月18日)といった回答内容が示されることになる。

(10) 日本では、「調停前置主義」が取られており、相手が絶対に離婚に応じないことがわかっている場合でも、裁判に持ち込む前にまず調停をおこなうことが決められている。したがって、この申し立て動機には、夫婦関係で生じる問題がある程度網羅されていると考えることができるだろう。「夫婦関係事件調停申立書」には、「性格が合わない」、「異性関係」、「暴力をふるう」、「酒を飲み過ぎる」、「性的不満」、「浪費する」、「異常性格」、「病氣」、「精神的に虐待する」、「家族をすててかえりみない」、「家族と折合いが悪い」、「同居に応じない」、「生活費を渡さない」、「その他」、以上「項目の動機が記載されている。本稿の分類では、「問題行動」には、暴

力や深酒、精神的虐待といった悩み、「関わりの欠如」には性的不満や会話・スキンシップ不足についての悩みが含まれている。

(11) たとえば池内一は、すべての相談を「恋愛」、「結婚・離婚」、「精神」、「夫婦の間柄」、「家庭」、「その他」という種類のカテゴリーに分類している。しかし、池内自身「この分類には異論の余地があるであろう」と断りをいれている(池内1953:8)。このような断りを入れざるを得ない理由のひとつとして、相談内容が複数の問題にまたがっているという点が挙げられるだろう。

(12) 場合によっては、夫の浮気の原因が妻にあるとされている。回答者は、「あなたの気の強さがご主人の気持ちをおなたから引きはなしてその女のほうへ追いやる結果になったのではありますまいか」と妻の性質に原因をもとめ、「やさしい、あたたかい妻になられたら、おそらくご主人も戻ってこられるだろうと思います」(1959年4月6日)と述べている。

(13) 山田は、戦後から1950年代にかけての期間をこのように呼び、結婚と恋愛の分離の時代とする戦前に対比させている。そして、この時期に普及した「恋愛結婚イデオロギ」を、「①男女の親密性を一つの価値として受け入れた上で、②結婚に結びつかない恋愛感情は偽物、恋愛したら結婚したくなるはずという意識」からなっていると述べている(山田2000:76)。

(14) さらにその後、夫の浮気を妻の責任と述べる回答は見られなくなっている。「男は浮気をするのが当然」という考えには賛成出来ませんし、「これを許すのがよい女房」というのは随分、男性に都合のよい説だと思えます。彼の浮気は、あなたが魅力不足だとかよい妻ではなかったとかいう理由から起きたのではなく、彼と二十歳の無責任な女の子との関係に過ぎず、あなたとは無関係なことと言えます」(1989年2月15日)。

文献

Burgess, E. W. & Locke, H. J. 1945. *The Family: From Institution to Companionship*. American Book Company.

Giddens, A. 1992. *Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies*. Polity Press. (松尾精文・松川昭子訳)

1995 『親密性の変容:近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』而立書房

Gimenez Martha, 1993. Book Review: *The transformation of intimacy by*

Giddens, *Social Forces*, 72 (1) pp.271-272

姫岡勤, 1976 『婚姻の概念と類型』大橋薫・増田光吉(編著)、『改訂家族社会学』川島書店, pp.77-82

池内一, 1953 『身上相談のジャンル——新聞・雑誌の歴史から——』思想

の科学研究会(編)『芽』9・10号, pp.8-13

井上輝子・江原由美子(編), 1999 『女性のデータブック第3版:性・からだから政治参加まで』有斐閣

岩井紀子, 1994 『日本の離婚——社会心理学的考察——』『大阪商業大学論

集』第98号, pp.95-115, 大阪商業大学商経学会

神原文子, 1982 『夫婦関係の緊張に見られる経歴特性』『ソシオロジ』第27

巻1号, pp.63-68

——, 1996 『夫婦関係の緊張と挑戦』野々山久也・袖井孝子・篠崎正美(編著)『家族社会学研究シリーズ』いま家族に何が起きているのか

家族社会学のバラタイム転換をめぐる』ミネルヴァ書房, pp.69-87

柏熊路子, 1986 『離婚・単親家族』『社会病理学入門』pp.102-123, 有斐閣

双書

加藤秀俊, 1953 『身上相談の内容分析』思想の科学研究所(編)『芽』9・

10号, pp.17-29

厚生省大臣官房統計情報部編, 1998 『人口動態統計上巻』財団法人厚生統

計協会

日里依子, 1987 『個人化する家族』頸草書房

——, 1991 『家族の個人化』『家族社会学研究』3号, pp.8-15

見田宗介, 1963 『現代における不幸の諸類型』1965 『新版現代日本の精神構造』pp.1-56

宮坂靖子, 1987 『夫婦の関係——結婚の脱制度化』石川実(編)『現代家族の

社会学 脱制度化時代のファミリー・スタディーズ』有斐閣, pp.110-

125

森岡清美・望月嵩, 1997 『新しい家族社会学(四訂版)』培風館

望月嵩, 1986 『離婚』研究の課題』日本社会病理学会(編)『現代の社会病理』恒内出版, pp.291-298

長津美代子・細江容子・岡村清子, 1986 『夫婦関係のレビューと課題——

1970年以降の実証研究を中心に——』野々山久也・袖井孝子・篠崎

正美(編著)『いま家族に何が起きているのか——家族社会学のバラタイム転換をめぐる——』ミネルヴァ書房, pp.159-186

野々山久也, 1994 『家族をめぐる意識の変容』『都市問題』第25巻第8号,

pp.11-21

大浜英子, 1963 『身上相談に應じて』思想の科学研究会(編)『芽』9・10

号, pp.42-46

四方寿雄, 1979 『離婚原因の実態について』『愛知県立大学文学部論集社会

福祉学科編』第28号, pp.1-33, 愛知県立大学文学部社会福祉学科

——, 1998 『離婚原因について』『現代家族の変貌 国際比較による総合的研

究』pp.136-162, 行路社

篠崎正美, 1991 『現代家族の変動をどうとらえるか』『家族社会学研究』3

号, pp.4-7

高橋重郷・金子隆一・佐藤隆三郎・池ノ上正子・三田房美・佐々井司・岩

沢美帆・新谷由里子, 1999 『第二回出生動向基本調査 結婚と出産に関

- する全国調査 夫婦調査の結果概要」『人口問題研究』第92巻第5号、国立社会保障・人口問題研究所、pp.36-45
- 高橋重郷・金子隆一・佐藤隆三郎・池ノ上正子・三田房美・佐々井司・岩沢美帆・新谷由里子、1999「第11回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 独身者調査の結果概要」『人口問題研究』第92巻第1号、国立社会保障・人口問題研究所、pp.61-83
- 太郎丸博、1989「身の上相談記事から見た戦後日本の個人主義化」川端亮(編著)『非定型データのコーディング・システムとその利用』pp.139-155
- 鶴見和子、1953「身上相談の論理」思想の科学研究会(編)『芽』9・10号、pp.30-41
- 湯沢雅彦、1995「離婚の動向と利害得失」『新しい家族学』光生館、pp.88-99
- 読売新聞社婦人部(編)、1974『女・きのうからあすへー人生相談六〇年』三省堂新書
- Volgy, Sandra. 1991. *Women and Divorce/Men and Divorce: Gender Differences in Separation, Divorce and Remarriage.*: Haworth (白)
- 井和恵監訳、1996『女と離婚/男と離婚: シェンターの相違による別居・離婚・再婚の美態』家政教育社
- 山田昌弘、2000「結婚の現在の意味」善積京子(編)『シリーズ家族はいま』…「結婚とパートナー関係問い直される夫婦」ミネルヴァ書房、pp.56-80
- 吉澤夏子、1997『女であることへの希望 ラディカル・フェミニズムの向こう側』頸草書房

# **Marital Problem and Its Transition -Through Analysis of "Jinsei Annai" -**

OTAKI Tomoori

Now various changes occur in man and wife relation, and marital relationship becomes important as an analysis target. A purpose of this report examines problems on daily life of man and wife historically. I use an advice column as a document.

In the precedence study used an advice column, there are comparatively many studies that handled only consultation contents. But I utilize both consultation and an answer. A consultation person appeals for a trouble only from the position of oneself. On the other hand, a respondent takes existence of a lot of readers into account. From a difference of a position of a consultation person and a respondent, there is a difference on recognition of a trouble. Therefore "a gap of recognition" occurs. "A gap of recognition" is that a consultation person is troubled, but respondent does not recognize it as a trouble.

By paying my attention to this "gap of recognition," I can examine a few changes about man and wife problem. I cannot examine it, if I utilize only consultation contents. I regard expansion of "a gap of recognition" as it became consider to be a problem that it was not a problem till then. On the other hand, I regard reduction of "a gap of recognition" as new recognition for a problem spread.

I analyze both change of this "gap of recognition" and category according to consultation contents. And I make clear how man and wife relation has been caught in Japan of after the war.

## **Key Words**

man and wife relation /marital problems/advice column/"Jinsei Annai"/gap of recognition